

東海市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第23号

東海市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東海市建築基準法施行細則（昭和58年東海市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第43条第2項第1号」の次に「及び政令第137条の12第6項」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定の申請にあつては、
省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。